

議案審議状況

本会議・委員会から

第3回定例会 本会議

◆平成26年度狛江市一般会計補正予算(第3号)

【提案理由】

一般会計予算を補正する必要が生じたため。

【主な質疑】

の年度末残高は。特養ホームについて用地売却益が入ってくるが、その場合の基金の積み立ては。シルバー人材センターと高齢者の就労との関係。臨時財政対策債で2億円減額とした根拠は。通学路の安全点検を行っているか。教育委員会では、都市建設部と二通りの交通について。

平成26年度 狛江市一般会計補正予算(第3号)の主な内容(歳出)

(単位:千円)

総務費	総務管理費	計算事務費	7,182
		一般事務費	64,669
徴税費		一般事務費	10,000
		一般事務費	4,995
民生費	社会福祉費	国民健康保険特別会計繰出	51,451
		認知症高齢者グループホーム施設整備補助	20,000
	児童福祉費	シルバー人材センター活動拠点施設整備事業	16,632
		保育所等児童運営費	2,366
	新設保育園整備事業	14,683	
	保育園維持管理費	2,862	
衛生費	保健衛生費	予防接種	33,180
土木費	都市計画費	低炭素化交通	9,982
教育費	教育総務費	学校安全対策費	3,980
	社会教育費	文化財保護関係費	6,144
諸支出金	基金費	財政調整基金費	860,000

ての調整は行ったのか。

【結果】賛成多数の可決

◆平成26年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

【提案理由】

国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。

【主な質疑】

前年度繰上充用金が25年度と比べて少なくなった理由は。比

【結果】賛成全員の可決

◆平成26年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

【提案理由】

後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要があるため。

【結果】賛成多数の可決

◆平成26年度狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

【提案理由】

介護保険特別会計予算を補正する必要があるため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市条例等の一部を改正する条例

【提案理由】

地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴う所要の改正をするため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(江藤恭之氏)

【提案理由】

委員の任期満了に伴う地方税法第423条第3項の規定により、同意を求める。

【結果】賛成全員の同意

総務文教常任委員会

◆政治倫理の確立のための狛江市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

減少資産等を報告対象に加えるため。

【結果】賛成全員の可決

社会常任委員会

◆狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

【提案理由】

子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため。

【主な質疑】

保育料はどのような設定か。新しい負担に対して減額免除制度をつくれるようにすべきでは。

【結果】賛成多数の可決

◎狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に対する修正案(鈴木委員提出)

【提案理由】

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため。

【主な質疑】

保育する人数、対象児童の年齢、保育士の配置の概要について。

【結果】賛成多数の可決

◎狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に対する修正案(鈴木委員提出)

【提案理由】

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため。

【主な質疑】

保育する人数、対象児童の年齢、保育士の配置の概要について。

【結果】賛成多数の可決

いて。

【結果】賛成多数の可決

◎狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に対する修正案(鈴木委員提出)

【提案理由】

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため。

【主な質疑】

保育する人数、対象児童の年齢、保育士の配置の概要について。

【結果】賛成多数の可決

◆狛江市学童保育所設置条例の一部を改正する条例

【提案理由】

学童保育所の入所要件を改めるとともに、根川学童保育所を廃止するため。

【主な質疑】

基本方針としてきた1小学校区1学童が崩れてしまうことに対する考えは。放課後クラブと学童保育所のニーズの傾向は。

【結果】賛成多数の可決

◆狛江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【提案理由】

児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため。

【主な質疑】

国基準40人をどのように具体化していくのか。児童クラブの部屋の面積が不足する場合、増設も考えていくのか。

【結果】賛成多数の可決

◎狛江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に対する修正案(鈴木委員提出)

【提案理由】

児童福祉法の一部改正により、保育所への入所基準が条例事項

【提案理由】

児童福祉法の一部改正により、保育所への入所基準が条例事項

【提案理由】

児童福祉法の一部改正により、保育所への入所基準が条例事項

【提案理由】

でなくなつたため。

【結果】賛成全員の可決

建設環境常任委員会

◆狛江市路上喫煙等の制限に関する条例

【提案理由】

路上喫煙、歩行喫煙及びたばこのポイ捨てによって生じる危険や迷惑を防止するため、市、市民等及び事業者の責務その他必要な事項を定めるため。

【結果】賛成全員の可決

可決された意見書

第3回定例会では5件の意見書が提出され、うち2件を原案のとおり可決しました。

可決された意見書の一部を紹介いたします。

【手話言語法(仮称)の制定を求める意見書】

【地方税財源の拡充に関する意見書】

真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし国は、平成26年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を廃止しないばかりか、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の10%への引き上げ時には、法人住民税の国税化をさらに進めるとした。こうした措置は、地方の自立そのものを妨げ、地

方分権の流れに逆行するものである。あわせて、来年度からは法人実効税率の引き下げが予定されており、地方税財政への影響が強く懸念されている。また、法人実効税率の引き下げに関連し、地方自治体のみならずの課税自主権に基づいて実施している地方税の超過課税について、一部からはその自主的な取りやめを求めるかのような意見も出てきている。

現在、狛江市には、急激に押し寄せる少子高齢化への対応や、子育て環境の整備、高度成長期に全国に先駆けて建設された多くの公共施設の維持・更新、防災力の強化、治安対策など、膨大な財政需要が存在している。地方自治体が、こうした多岐にわたる課題に適切に対応し、充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできない。

よって狛江市議会は政府等に対し、憲法で保障された地方の課税自主権に基づく超過課税の実施に関しては、あくまでも地方自治体の判断が尊重されるべきこと、また、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むことを強く求めるものである。

(送付先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長